

公益財団法人 川崎住宅奨学会

2026 年度 奨学生募集要項

1. 給付目的

この公益財団法人川崎住宅奨学会（以下 本奨学会と称す）は、川崎市内の高等学校に在学する生徒で、向学心に富み、将来社会と人々の役に立ちたいという志を持ちながら経済的理由により修学が困難な者（以下 奨学生と称す）に対して 奨学金を給付し、将来社会的有用な人材を育成することを目的とします。

2. 応募資格（※他の奨学金との併用・併願可）

- 1) 経済的理由によって修学が困難と認められる者
- 2) 川崎市内の高等学校（定時制を含む）に在学中で、川崎市内に在住する者
- 3) 向学心に富み、将来社会と人々の役に立ちたいという志を持っている者
- 4) 学業成績が優秀な者（前年度の評定平均値 3.5 以上）
- 5) 学年末に活動報告書・成績証明書の提出が可能な者
- 6) 財団が主催する交流会等に参加する意思のある者(奨学生期間及び終了後 2 年以内)

3. 奨学金の額

年間 150,000 円（給付型・返済不要）

4. 給付期間

奨学金の給付期間は原則 2 年間とする。

（全日制高校：高校 2 年及び 3 年次）（定時制高校：高校 3 年及び 4 年次）

5. 給付方法

奨学生本人の銀行口座に銀行振込

1 年目：7 月（6 万円）、9 月、11 月、1 月（各 3 万円）、

2 年目：4 月、7 月、9 月、11 月、1 月（各 3 万円）

6. 募集人数

20 名

新規奨学生（1 年目）11 名（全日制高校 2 年生 及び 定時制高校 3 年生に限る）

継続奨学生（2 年目）9 名

7. 応募方法

必要書類を取り揃えた上、本奨学会に郵送で提出してください。

（必要書類）

- 1) 奨学金受給申請書（所定書式）

- 2) 在籍証明書、または在学証明書
- 3) 前年度成績証明書
- 4) 世帯全員の収入のわかるもの（下記の該当するもののコピー）
源泉徴収票、確定申告書の控、生活保護決定通知書、年金確定通知書、
（注）上記の書類がない場合、「課税証明書・非課税証明書」でも可
- 5) 住民票（世帯全員のもの）
- 6) 作文（指定テーマから選択し、400字詰め原稿用紙2枚以内。黒のボールペンを使用した応募者本人の自筆のもの（パソコン等で入力し印刷したものでも可）
指定テーマ：1. 私がチャレンジしたいこと
2. 私の将来の夢
3. これまでに最も感動したこと

8. 書類の提出期限

2026年4月24日(金)～5月30日(土)（必着）

9. 選考および結果の通知について

応募者に対して、当財団の運営委員会で書類審査を行い、第一次合格者を決定します。第一次合格者に対し面接を行い、当財団の運営委員会で選考したうえで、代表理事が最終合格者を決定します。

可否結果は、在学する学校又は本人宛に7月初旬頃に通知します。

10. 活動報告書と学業成績の提出

奨学生は、学年末に自身の「活動報告書」A4サイズ1枚（指定書式・テーマ自由、奨学金の使途も記載のこと）及び学校の「成績証明書」を提出してください。

11. 奨学金の継続

2年目も継続を希望する奨学生は、下記書類の提出が必要となります。

- ・「奨学金継続受給申請書」（指定書式）
- ・「前年度の成績証明書」
- ・世帯全員の「住民票」（マイナンバーの記載がないもの）

12. 異動届出の提出

本奨学金の給付を受ける奨学生またはその保護者は、奨学生が下記に掲げる事項に該当した場合、遅滞なく本奨学会に届出が必要です。

- 1) 留年をしたとき
- 2) 停学、休学、復学、転学、又は退学をしたとき

- 3) 学校その他により 賞罰を受けたとき
- 4) 本人及び保護者の住所、その他重要な事項に異動のあったとき

13. 奨学金の休止または廃止

奨学生が下記の各号の1に該当すると認められた場合には、理事会で決定し奨学会の給付を休止又は廃止することがあります。

- 1) 停学もしくは退学の処分を受けた場合
- 2) 休学した場合
- 3) 学業成績又は出席状況、素行が著しく不良となった場合
- 4) 傷病のため、将来修学の見込みがない場合
- 5) 奨学金を必要としない事由が生じた場合
- 6) 虚偽の申請をした場合（既に支給済みの場合は返還を求めることとします。）
- 7) その他奨学生として、適当でない行為をしたとき

以上

(受給申請書提出・お問い合わせ先)

公益財団法人川崎住宅奨学会 事務局

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-10-2 ソシオ砂子ビル 5階 川崎住宅(株) 内

TEL 044-246-0033 E-mail : syougakukai@kawajyuu.co.jp